

角田市都市計画マスタープラン策定業務委託 質問に対する回答

質問受付件数 10 社

NO	質問	回答	備考
1	実施要領 3 (5) 同種又は類似した業務について	同種業務は、市区町村の都市計画マスタープランとしており、類似業務は立地適正化計画又は長期総合計画相当の都市計画にかかわる事項を有する業務とします。	4 社
2	実施要領 3 (5) 県内実績評価について	角田市に類似した地域性の自治体や同規模自治体での実績はプレゼンテーションで評価されます。必ずしも県内実績が優先されるわけではありません。	1 社
3	実施要領 4 参加者の選定について	実施要領 3 の 5 項目について、すべての項目を満たす者は参加者として選定され、プロポーザルにて 1 者に決定します。	1 社
4	実施要領 6 (1) ウ 業務経歴書について	業務経歴書には、実施要領 3 (5) にある過去 5 年間において同種又は類似業務の受注実績と併せて、業務担当予定者の経歴及び実績を任意様式に記載してください。	3 社
5	実施要領 7 (1) オ 提案書のページ数について	提案書の要件は①～⑦までの事項が記載されていることが条件でありページ数等の制限はありません。	1 社
6	別表 参加者の経験及び能力 担当技術者の経験及び能力について	管理技術者、照査技術者を含む実務を担当するすべての技術者を対象とします。 経験は、同種又は類似業務に対する実務年数を評価し、能力は保有資格を含め総合的に評価することとします。 なお、資格種別による評価点の設定はしていません。	2 社

NO	質問	回答	備考
7	別表 価格の評価方法について	評価については①安価であること、②提案内容に比べて適正な価格であることの2点を評価点します。必ずしも安価な方が高評価とは限りません。	1社
8	仕様書6(1) 令和4年度③ 住民意向調査について	送付用封筒、返信用封筒は市が準備します。宛名シール等必要なものは市で準備し、調査票の封入等は受託事業者が行います。配布・回収の方法は郵送とし、その費用は受託事業者が負担するものとします。	2社
9	仕様書6(1) 令和5年度③ 住民参加型ワークショップについて(地区・回数)	対象とする地区は、角田市中心部に加えてその他の用途区域を想定しています。 参加者や回数についての想定はなく、ワークショップに係る提案を評価し、受託事業者との打ち合わせを持って決定することとしています。提案内容を評価するため回数が多い＝高評価とはしていません。	5社
10	仕様書6(1) 令和5年度③ 住民参加型ワークショップについて(住民説明会)	住民説明会は都市計画マスタープラン(案)の内容の説明を住民に対して行うものであります。よって、ワークショップとは別に行います。	1社
11	仕様書6(2) 会議の運営支援について	会議の支援については、会議資料作成支援、及び都市計画審議会、住民説明会の出席を想定しており、角田市議会全員協議会への出席は想定していません。	1社
12	仕様書6(1) 成果品の印刷・納品について	令和6年3月22日までに成果品の印刷・納品まで行うことを想定しています。	1社